

参加者の有無を確認する公募手続に係る公示書

令和5年6月27日

福岡アジアビジネス支援委員会

1. 公募の趣旨

本業務は、福岡の地場グリーンテック関連企業（資源や環境の保護に資する製品や技術、サービス等を有する企業のことをいう。以下同じ。）の海外展開を支援するため、ベトナム現地企業とのビジネスマッチングを開催する業務である。

本業務を遂行する委託先は、環境分野において、日本企業とベトナム企業とのマッチングに精通している必要があるため、特定の者を相手方とする契約手続を行う予定としているが、当該特定の者以外の者で、下記の公募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を求める公募を実施するものである。

公募の結果、応募者がいない場合、応募者があっても4.の公募要件を満たすと認められる者がいない場合、公募要件を満たすと認められる者がすべて辞退した場合は、特定の者との随意契約の手続に移行する。

なお、4.の公募要件を満たすと認められる者がいる場合は、見積合せ又は提案競技を実施する予定である。

2. 請負契約等の概要

(1) 業務件名

グリーンテック関連分野 ベトナム企業とのビジネスマッチング等業務委託

(2) 業務内容

- ①ベトナムにおける環境分野のビジネスに精通している現地コーディネーターの手配
- ②参加する日本側企業のマッチング対象となるベトナム現地企業の選定
- ③ベトナムでのビジネスマッチングの実施
- ④日本側参加企業の商談継続のためのフォローアップ

(3) 履行期間

契約締結の日から令和6年1月31日まで

3. 参加資格

参加意思確認書を出す者は、次のいずれにも該当する者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 「福岡市競争入札参加停止等措置要領」に基づく競争入札参加資格取消措置又は排除措置を受けている期間でないこと。ただし、当該公募手続の結果行うこととなった指名競争入札等の手続期間において、「福岡市競争入札参加停止措置要領」に基づく競争入札参加停止措置、競争入札参加資格取消措置又は排除措置を受けている期間が終了していると判断されるものを除く。

4. 公募要件

- (1) 市町村税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (2) 経営状況が著しく不健全であると認められないこと。
- (3) 福岡市内に本業務に対応できる営業所を有していること。
- (4) 同種あるいは同規模の業務の受注実績があること。
- (5) 環境分野において、日本企業とベトナム企業とのマッチングの実績やノウハウを有していること。

5. 手続等

- (1) 公募説明書の配布期間、配布場所及び配布方法等
 - ① 配布期間
令和 5 年 6 月 27 日から令和 5 年 7 月 11 日までの 10 時から 17 時まで
(閉庁日を除く。)
 - ② 配布場所
福岡アジアビジネス支援委員会事務局
(福岡市経済観光文化局海外ビジネス支援課内)
所在地 福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号 14 階
電 話 092-711-4339
担 当 清水
 - ③ 配布方法
配布場所において配布
 - ④ 配布書類
公募説明書、仕様書（案）、参加意思確認書
- (2) 参加意思確認書の提出期間、提出場所及び提出方法
 - ① 提出期間
上記（1）①に同じ
 - ② 提出場所

上記（１）②に同じ

③ 提出方法

応募者は、「参加意思確認書」に請負契約等の履行に必要な要件を満たすことを証する書類を作成・添付し、提出期限までに直接持参すること。

（３）その他

- ① 参加意思確認書が提出期限までに到達しなかった場合は、参加意思確認書の提出を無効とする。
- ② 参加意思確認書を提出した者に対して、審査結果を通知する。
- ③ ②の通知で、請負契約等の履行に必要な要件を満たさないとされた者は、通知をした日の翌日から起算して7日以内に、書面により、事業所管局に対して、請負契約等の履行に必要な要件を満たさないとされた理由について説明を求めることができる。

6. 問い合わせ先

福岡アジアビジネス支援委員会事務局

（福岡市経済観光文化局海外ビジネス支援課内）

所在地 福岡市中央区天神一丁目8番1号14階

電話 092-711-4339

担当 清水

7. 予算その他本委員会の事情により、当該公募手続の中止又は当該手続により行うこととなった当該業務の見積合せ又は提案競技を中止する場合があります。

8. その他詳細は公募説明書による。